

委託契約書

- 委託業務番号 平成24年度環災第3-218号
- 委託業務の名称 災害廃棄物処理（北九州市搬出）業務
- 委託料 金 622,204,628 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 13,541,196 円）
- 契約保証金 免除
- 契約期間 契約締結日から平成25年3月31日まで
- 搬出場所 宮城県石巻市雲雀野町地内（二次仮置き場）
- 搬入場所 北九州市小倉北区西港町（日明積出基地ストックヤード）

宮城県（以下「発注者」という。）と北九州市（以下「受注者」という。）は、宮城県石巻市雲雀野町にある二次仮置き場（以下「二次仮置き場」という。）に保管された、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、本契約及び発注者と受注者の間で締結された災害廃棄物の処理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害廃棄物を適正に処理する。

（発注者の責務）

第2条 発注者は、搬出場所においてコンテナに災害廃棄物を詰め込み、当該コンテナ（以下「コンテナ」という。）を日明積出基地ストックヤード（北九州市小倉北区西港町。以下「ストックヤード」という。）まで運搬するものとする。

発注者は、別記1「処理計画等」（以下「処理計画等」という。）に示す「放射能濃度等の測定」等により、前項の災害廃棄物が、協定書第3条第1項に規定する内容に適合しているか確認し、不適合と判断した場合には、搬出を中止するものとする。

3 発注者は、協定書第3条第2項に規定する必要な措置を講じるに当たり、特に必要な場合には、専用の施設による土砂の除去を行うものとする。



(受注者の責務)

第3条 受注者は、発注者より受託した災害廃棄物の処理（以下「災害廃棄物の処理」という。）について、処理計画等に基づき適正に行うものとする。

2 受注者は、搬出場所において、搬出される災害廃棄物が協定書第3条に規定する内容に適合しているか確認を行い、不適合と判断した場合は、搬出を中止するよう指示する。この場合、発注者は、不適合となった災害廃棄物を引き取らなければならない。

3 受注者は、災害廃棄物の処理にあたり、処理計画等に示す「放射能濃度等の測定」を行い、測定結果により、必要に応じて作業の中止等の措置をとるものとする。

4 受注者は、コンテナの確実な運搬を確認するため、必要な措置を講じるものとする。

(災害廃棄物の種別及び数量)

第4条 発注者が、受注者に処理を委託する災害廃棄物の種別、予定数量は処理計画等のとおりとする。

(処理量の確定)

第5条 災害廃棄物の処理数量の算定は、受注者が有する処理施設における計量器に表示される数値により確定させる。

(業務委託料)

第6条 発注者は、受注者に対し本委託業務の費用（以下「業務委託料」という。）として、別記3「業務委託料」により算出した額を支払うものとする。

(業務の完了及び検査)

第7条 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式第1号）を発注者に提出し、その完了について確認検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による業務完了報告書の提出があったときは、提出があった日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料請求書（様式第2号）を発注者に提出し、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(支払遅延)

第9条 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期間内に業務委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(損害発生による必要経費)

第10条 受注者は、災害廃棄物の処理に係る業務の履行に関し、発生した損害のために生じた経費を負担する。第三者に及ぼした損害も同様とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(機
第11
方
の
い。

(契
第12
の
又
2
き
び
る

(協
第13
の
も

こ
通を

平

(機密保持)

第11条 発注者及び受注者は、本契約に関して、業務上知り得た相手方に係る事項（相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。）を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく、開示又は提供してはならない。

(契約の変更等)

第12条 発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反すると認めるとき、若しくは両者の合意があったときは、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除する場合において、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた災害廃棄物の処理を完了していないときは、当該災害廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

(協議)

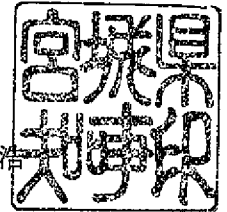
第13条 発注者及び受注者は、この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について新たに定める必要があるときは、その都度、協議するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 8月31日

発注者 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県知事 村井 嘉治



受注者 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市長 北橋 健治



別記1 (処理計画等)

【運搬・焼却計画】

受入種別	主な組成が木くずである混合可燃物		
受入先	北九州市		
	工場名	搬送車両	予定受入総量
	①新門司工場	パッカー車	約23,000トン
	②日明工場	ダンプ車	
③皇后崎工場	パッカー車		

【埋立計画】

埋立場所	搬送車両	予定埋立処理数量※
響灘西地区廃棄物処分場	10tダンプ車 (天蓋設置車)	主灰 約26,600トン 飛灰 約9,400トン

※災害廃棄物と一般ごみを混合し、焼却処理を行った結果生じた総量

【放射能濃度等の測定】

場 所	区 分	検査項目	測定頻度	測定対象	検査者
二次仮置き場	災害廃棄物を保管しているとき	放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ）、灰分、低位発熱量	1回/月	災害廃棄物	発注者
		放射線量	1回/日	災害廃棄物	
	災害廃棄物を破碎・選別したとき	放射能濃度	2回/日	災害廃棄物	受注者
災害廃棄物をコンテナに詰めたとき	放射線量	コンテナ毎に測定	災害廃棄物		
ストックヤード	災害廃棄物を保管しているとき	放射能濃度	1回/月	災害廃棄物	受注者
		放射線量	2回/週	敷地境界	
		アスベスト	1回/月	ストックヤード内	
新門司工場、日明工場及び皇后崎工場	災害廃棄物を焼却したとき	放射能濃度	1回/2週	飛灰	受注者
			1回/月	主灰・スラグ・メタル・汚泥・処理水・排ガス	
		放射線量	2回/週	敷地境界	
			1回/週	灰ピット（飛灰）	
響灘西地区廃棄物処分場	焼却灰等を埋め立てたとき	放射能濃度	1回/月	排水（処理前）・排水（処理後）・周辺海域	受注者
		放射線量	2回/週	敷地境界・埋め立てた飛灰の周辺	

※災害廃棄物を焼却したときに行う測定は、工場ごとに行う

別記2（業務委託料）

業務委託料のうち、「処理経費」については、下表の単価により算出するものとする。

「処理経費」以外の経費について、下表に示す金額の根拠に変更があった場合には、

発注者及び受注者で協議のうえ、委託料の変更契約を行うものとする。

(単位:円)

項目	業務内容	数量	単価	金額	備考
運搬経費	災害廃棄物の集積 (ストックヤード内)	1 式	—	49,762,302	
	焼却施設への運搬 (ストックヤードから市内3工場 焼却施設まで)	1 式	—	152,342,792	
処理経費	焼却・埋立処理	23,000 トン	14,671	337,433,000	非課税
放射能濃度、 放射線量測定経費	放射性セシウム濃度の測定	1 式	—	16,299,500	
	放射線測定装置リース	2 台	—	940,800	
災害廃棄物放射線量 測定等経費	災害廃棄物の放射線量測定、 性状・形状確認経費	1 式	—	25,968,970	
事務費	旅費、資料作成費、会場代等	1 式	—	16,175,568	
	報償費	1 式	—	406,500	非課税
警備費	焼却工場、積出基地に おける警備(緊急警備含む)	1 式	—	9,334,000	
小 計				608,663,432	
消費税				13,541,196	
合 計				622,204,628	

様式第1号（第7条関係）

業 務 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

官 城 県 知 事 殿

住 所

氏 名

平成 年 月 日に契約締結した下記業務について、平成 年 月 日に業務が完了しましたので、契約書第7条第1項の規定により報告します。

記

委託業務番号	平成 年度 号
委託業務の名称	業務
処 理 実 績	処 理 数 量 トン
	業 務 委 託 料 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
履 行 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
業務終了年月日	平成 年 月 日

様式第2号 (第8条関係)

業務委託料請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

受託者 住所

氏名

平成 年 月 日に契約締結した下記業務について、契約書第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額		金	円
内		訳	
委託業務番号	平成 年度	号	
委託業務の名称	業務		
契約年月日	平成 年 月 日		
業務委託料	円		
既受領額	円		
今回請求額	円		
残額	円		
支払方法	1 現金払 (直接払)	2 隔地払	3 口座振替
(2及び3の場合)	_____銀行	_____支店	当座 ・ 普通
	口座番号	_____	
	口座名義人	_____	
	口座名義人ヨミガナ	_____	

